

佐久市新型インフルエンザ対策行動計画

平成20年(2008年)12月

佐 久 市

目 次

策定の基本方針

1	策定の趣旨	2
2	行動計画の目的	2
3	流行規模の想定	3
4	組織体制	4
5	発生段階	5
6	対策の基本項目	6
7	発生段階別による市の主な対応	7
8	行動計画の改訂	7

発生段階別行動計画

1	発生前期	8
2	海外発生期	9
3	国内（県内）発生期	10
4	大流行前期	11
5	大流行期	12

策定の基本方針

1 策定の趣旨

近年、東南アジアを中心に、高病原性鳥インフルエンザの鳥からヒトへの感染による死者の発生が報告されている。

国内においては、平成19年1月に宮崎県で高病原性鳥インフルエンザが発生し、鳥からヒトへの感染はなかったものの、強毒性であることが確認されており、国内においても高病原性鳥インフルエンザウイルスのヒトへの感染や、その次の段階であるヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザウイルスの発生が懸念されている。

このような状況の中、世界保健機構（WHO）は、新型インフルエンザウイルスの出現の可能性はかつてないほど高まっていると警告を発しており、人類が新型インフルエンザウイルスの免疫を持っていないことや、ヒトやモノの移動が高速かつ広範囲にわたっていることから、ひとたび発生すると世界的大流行は不可避であるといわれている。

新型インフルエンザの感染が拡大し、大流行になれば、市民生活、経済活動は混乱し、自治体としての機能さえ麻痺することが考えられる。

国においては平成17年11月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しており、長野県は、同年12月に策定した「長野県新型インフルエンザ対策指針・行動計画」を、平成20年5月に「長野県新型インフルエンザ対策行動計画（1次改訂版）」として改訂するなど、国や県が実施すべき具体的な対策について取りまとめたところである。

佐久市としては、国及び県で策定した新型インフルエンザ対策行動計画等を踏まえ、発生前期から大流行期までの対策について、市が取り組むべき事項のアウトラインを、発生段階別に行動計画として整理し、対策の方向性を示すものとして「佐久市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定するとともに、国、県、保健所、警察、消防、一部事務組合、区長会、民生児童委員協議会等関係機関及び佐久医師会等医療機関と連携し、新型インフルエンザ発生による被害を最小限にし、市民生活の安全確保を目指すものとする。

2 行動計画の目的

海外における感染情報の収集、予防ワクチンの開発と備蓄、医療体制の確保等の対策は、国、県において行われることから、市における新型インフルエンザ対策の目的は、以下のとおりとする。

- 予防策の周知等により健康被害を最小限に止める
- 市民生活の混乱防止及び要援護者への支援
- 市民生活に直結した行政サービスの維持

3 流行規模の想定

新型インフルエンザの発生は、現時点でその流行規模を完全に予測することは難しいが、今回の対策行動計画を策定するに際しては、長野県が推計した「新型インフルエンザ被害想定 市町村別」の数値を採用した。

病原性が中程度（アジアインフルエンザ級：致死率 0.53%）の場合の患者数
(単位：人)

	佐久市	長野県 (県推計の中間値を採用)	国
患者総数	13,728	301,900	2,570 万
外来患者数	13,264	291,900	2,500 万
入院者数	365	7,900	53 万
死者数	99	2,100	17 万

佐久市及び長野県の対象となる人口は、長野県毎月人口異動調査による平成 19 年 10 月 1 日現在の人口である。

病原性が中程度（スペインインフルエンザ級：致死率 2%）の場合の患者数
佐久市の入院者数 1,377 人、死者数 374 人

《参 考》

国：入院者数 200 万人、死者数 64 万人
長野県：入院者数 37,400 人、死者数 12,100 人

4 組織体制

(1) 佐久市新型インフルエンザ対策本部

海外または国内で、ヒト - ヒト感染が認められ、新型インフルエンザの発生が確認され、国が対策本部を設置した場合、市は、「佐久市新型インフルエンザ対策本部」を設置し、本部長は、新型インフルエンザ対策本部会議を開催して、発生時の初動対応、感染拡大防止対策等速やかに事案対応を行なう。

対策本部の構成

本部長：市長

副本部長：副市長

本部員：各部局長

事務局：総務部庶務課、保健福祉部健康づくり推進課

対策本部の所掌事務

- ・ 新型インフルエンザ対策行動の実施に関すること
- ・ 新型インフルエンザ情報の収集、伝達に関すること
- ・ 職員の配備に関すること
- ・ 県の対策本部及び地方本部との連絡に関すること
- ・ その他新型インフルエンザ対策に関する重要な事項の決定に関すること

対策本部会議

対策本部の所掌事務について方針を策定し、その実務を推進するために必要がある場合、本部長(市長)は、副本部長及び本部員を招集して、新型インフルエンザ対策本部会議を開催する。

(2) 新型インフルエンザ庁内連絡会議

新型インフルエンザの予防対策、発生時の危機拡大防止策などを協議し、本行動計画の推進を図る。

連絡会議の構成

議長：保健福祉部長

構成員：各部局庶務担当課長、必要に応じて直接の事業担当課長を加える

事務局：保健福祉部健康づくり推進課

連絡会議の所掌事務

- ・ 新型インフルエンザ情報の収集に関すること
- ・ 新型インフルエンザについての正しい理解、予防対策、家庭での備蓄事項などについての広報に関すること
- ・ その他新型インフルエンザ対策行動計画に関すること

連絡会議

議長は、必要に応じて構成員を招集して、新型インフルエンザ庁内連絡会議を開催する。

5 発生段階

新型インフルエンザ対策では、その発生状況に応じて取るべき対応が異なり、あらかじめ検討のうえ準備する必要があることから、発生段階を以下のように設定した。

発生段階	判断の目安となる状況
発生前期	海外・国内で高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染事例も認められるが、ヒト-ヒト感染は明らかではなく、ウイルスの構造上も新型インフルエンザとは認められない。
海外発生期	海外でヒト-ヒト感染が認められ、新型インフルエンザが発生したことが確認される。
国内（県内）発生期	国内または県内で、新型インフルエンザの発生が確認されるが、感染拡大は非常に限られている。
大流行前期	県内または長野新幹線沿線地域で複数のクラスター（小集団）が見られ、さらに拡大が予測される。
大流行期	県内および長野新幹線沿線地域で急速に感染が拡大し、流行している。県内全医療機関で確保可能な病床を越える規模で、発生が予測され、新たな対応が必要となる。

発生段階は、長野県新型インフルエンザ対策行動計画【一次改訂版】と同じ分類とし、判断の目安となる状況は、佐久市の高速交通網等を考慮し判断する。

6 対策の基本項目

本対策行動計画は、発生段階別に「危機管理体制」、「情報の収集と提供」、「感染拡大防止」、「要援護者への支援」、「社会的機能の維持」の5つの基本項目についての対策行動計画である。

(1) 危機管理体制

発生前期から大流行期に適切に対応するため、発生前期において庁内連絡会議を組織し、情報の収集、共有を図り、海外または国内で新型インフルエンザの発生が確認され、国が対策本部を設置した場合、市は速やかに対策本部を設置し、全庁体制で対策行動の実施に移る。

国内発生期以降、市職員の健康（感染）状況を把握する。

市職員の欠勤により市民生活に直結したサービスの低下を招かないよう、業務の優先度に応じた、執務応援体制を整える。

(2) 情報の収集と提供

海外発生期前までは、市民に対し、新型インフルエンザの基礎知識、感染予防対策、食料・生活必需品の備蓄促進、流行時の対応を中心にした広報活動を行う。

海外発生期以降は、県と連携し、感染情報や医療機関の情報について、迅速かつ正確な情報の収集と提供にあたり、社会混乱を起こさないこととする。

国内発生期以降は、新型インフルエンザの相談に対応するため、相談窓口を開設するなどにより、不安の除去に努める。また、流行の推移に応じ、生活、福祉等に対する多様な相談に対応できる体制にする。

(3) 感染拡大防止

感染の拡大を防止する目的で、発生前期から大流行期に応じて、不要不急の外出の自粛、会議・イベント等の中止要請を行う。

原則として、県内発生期以降は、学校教育施設、社会教育施設、福祉施設及び市関連宿泊施設等は休校、休園または休館とする。

(4) 要援護者への支援

支援が必要な要援護者（独居高齢者、独居障害者など）を事前に把握し、県内発生期以降は、民生児童委員等と連携して健康状態の確認及び必要な支援を行う。

(5) 社会的機能の維持

国内発生期以降においては、食料・マスク等の品物が不足することが考えられ、日常生活の維持と感染拡大防止の観点から、これらを各家庭において備蓄をするよう周知する。

市は、職員の欠勤者の増加を勘案して、市民生活に直結したサービスを維持するための対策を講じる。

なお、市民生活に直結する、佐久広域連合、佐久水道企業団、佐久市・軽井沢町清掃施設組合、佐久平環境衛生組合、川西保健衛生施設組合等が所管する事業の機能維持を確保するための連携を図る。

商工会議所等と連携する中で、食料・日用品の安定的な流通・販売について、市内商店に協力依頼を行う。

7 発生段階別による市の主な対応

発生段階	体制	主な対応内容
発生前期	新型インフルエンザ 庁内連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内連絡会議の設置・開催 ・ 市民への情報提供 ・ インフルエンザに対する標準予防策の勧奨 ・ 鳥インフルエンザに関する諸対策の実施
海外発生期	新型インフルエンザ 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部の設置・本部会議の開催 ・ 市民への情報提供 ・ 新型インフルエンザ相談窓口等の設置 ・ 関係機関・団体との連絡会議の開催
国内（県内）発生期		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民への情報提供、相談窓口の強化 ・ 不要不急の旅行等の自粛、イベント、各種会議等について中止を要請 ・ 小中学校、児童館、社会教育施設、市関連宿泊施設等に対して臨時休業等の要請 ・ 保育園は、休園等の対策を検討 ・ 市民生活に直結した窓口サービスの維持確保
大流行前期		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民への情報提供、相談窓口の強化 ・ 通所介護保険施設等の臨時閉鎖の要請 ・ 保育園の休園
大流行期		<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要不急の外出の自粛要請 ・ 相談窓口継続と要援護者の支援

8 行動計画の改訂

「佐久市新型インフルエンザ対策行動計画」は、新たな知見及び国、県の行動計画、指針等の見直しに応じて、随時、改訂を行う。

発生段階別行動計画

1 発生前期

(1) 危機管理体制

- ア、庁内連絡会議を組織し、構成員は、情報の収集に努める。〔健康づくり推進課〕
- イ、新型インフルエンザに関する情報の收受・発信並びに市民への広報体制を確立しておく。〔庶務課、広報広聴課、健康づくり推進課〕
- ウ、行動計画に基づき各課等は、発生段階別に行動マニュアルを整える。〔本庁・支所の全課〕
- エ、行動計画に基づき各課等は、所管する事務事業について整理し、職員の欠勤により市民生活に直結したサービスの低下を招かないよう、優先的に執行する事務事業を選定する。〔本庁・支所の全課〕
- オ、業務上、感染予防として必要なマスク、手袋、消毒液などの購入、備蓄を図る。〔職員課、管財課〕
- カ、行動計画について必要に応じて見直しを行い、実効性の高いものにする。〔庶務課、健康づくり推進課〕
- キ、養鶏農家に対して、衛生管理の徹底を指導する。〔農政課〕

(2) 情報の収集と提供

- ア、新型インフルエンザについての基礎的知識、一般的な感染予防、食料・生活必需品の備蓄など流行時への備えなどを、広報佐久、市ホームページ等あらゆる広報媒体を用い、広報を実施する。〔庶務課、広報広聴課、情報政策課、健康づくり推進課〕

(3) 感染拡大防止

感染拡大防止のため、新型インフルエンザについての基礎的知識、一般的な感染予防について、広報佐久、市ホームページ等あらゆる広報媒体を用い、広報を実施する。〔広報広聴課、健康づくり推進課〕

(4) 要援護者への支援

支援が必要な要援護者（独居高齢者、独居障害者など）を、事前に把握する。〔福祉課、高齢者福祉課〕

(5) 社会的機能の維持

- ア、市民に対し、日常からの健康管理、インフルエンザ感染予防、流行時への備え、食料、日用品等の備蓄を、広報佐久、市ホームページ等あらゆる広報媒体を用い、広報を実施する。〔庶務課、広報広聴課、情報政策課、健康づくり推進課、各支所総務課〕
- イ、佐久広域連合、佐久水道企業団、佐久市・軽井沢町清掃施設組合、佐久平環境衛生組合、川西保健衛生施設組合等が所管する事業の機能維持について、協議を

図る。〔各所管課〕

2 海外発生期

(1) 危機管理体制

- ア、海外で新型インフルエンザの発生が確認され、国が対策本部を設置した場合、市は、速やかに対策本部を設置し、全庁体制で対策行動の実施に入る。〔庶務課、広報広聴課、健康づくり推進課〕
- イ、県地方本部、警察署、区長会、民生児童委員会等関係機関・団体との連絡会議を開催し、連絡体制を整える。〔庶務課、福祉課、健康づくり推進課〕
- ウ、欠勤者を最小限に抑えるため、職員の罹患予防施策を実施する。〔職員課〕

(2) 情報の収集と提供

- ア、海外発生に関する情報を収集し、市民に提供する。〔庶務課、健康づくり推進課〕
- イ、インフルエンザの一般的な感染予防、新型インフルエンザ感染と疑われる場合の医療機関受診の方法、流行時への備えなどを、広報佐久、市ホームページ等あらゆる広報媒体を用い、広報を実施する。〔庶務課、広報広聴課、情報政策課、健康づくり推進課、各支所総務課〕
- ウ、佐久市保健センター内に、新型インフルエンザ相談室・電話相談窓口を開設する。〔健康づくり推進課〕

(3) 感染拡大防止

- 感染を防止する目的で、海外流行地域への渡航の自粛要請を行う。〔庶務課、健康づくり推進課〕

(4) 要援護者への支援

- 要援護者（独居高齢者、独居障害者など）の居住を確認し、食料・生活必需品の備蓄などを勧める。〔福祉課、高齢者福祉課〕

(5) 社会的機能の維持

- ア、インフルエンザの一般的な感染予防、新型インフルエンザ流行時への備え及び、発生時に備えた事前の食料、マスク、日用品等の備蓄の必要性などを、広報佐久、市ホームページ等あらゆる広報媒体を用い、広報を実施する。〔庶務課、広報広聴課、情報政策課、健康づくり推進課、各支所総務課〕
- イ、食料・日用品の安定的な流通・販売について、市内商店に協力依頼を行う。〔商工課〕
- ウ、市内での感染拡大時に備え、佐久広域連合、佐久水道企業団、佐久市・軽井沢町清掃施設組合、佐久平環境衛生組合、川西保健衛生施設組合等が所管する事業の機能維持について依頼する。〔各所管課〕

3 国内（県内）発生期

（１）危機管理体制

- ア、県地方本部、警察署、区長会、民生児童委員会等関係機関・団体との連絡会議を開催し、連絡協調体制を強化する。〔庶務課、健康づくり推進課〕
- イ、新型インフルエンザの国内（県内）発生状況、予防策、感染が疑われる場合の医療機関への受診方法を市民に広報する。〔庶務課、広報広聴課、情報政策課、健康づくり推進課〕
- ウ、不要不急の旅行・外出の自粛、自治会主催等のイベント、各種会議等の中止を市民に要請する。〔各所管課〕
- エ、市民生活の安全・安心を維持するため、関係機関・団体に広報、巡回を要請する。〔庶務課〕
- オ、県内で発生した場合、学校教育施設、社会教育施設及び市関連宿泊施設等は臨時休校等とする。〔学校教育課、各所管課〕
- カ、福祉施設等は、利用者の状況等を把握する中で、臨時休所等を検討し、状況に応じて対処する。〔各所管課〕
- キ、市職員の出・欠勤を把握し、市民生活に直結したサービスの低下を招かないよう、執務応援体制を開始する。〔職員課、各所管課〕

（２）情報の収集と提供

- ア、国内（県内）発生に関する情報を収集し、市民に提供する。〔庶務課、情報政策課、健康づくり推進課〕
- イ、新型インフルエンザの感染予防、感染と疑われる場合の医療機関受診の方法、流行時の備えなどを、広報佐久、市ホームページ等あらゆる広報媒体を用い、広報を実施する。〔庶務課、広報広聴課、情報政策課、健康づくり推進課、各支所総務課〕
- ウ、佐久市保健センター、佐久市役所臼田・浅科・望月の各支所内に、新型インフルエンザ相談室・電話相談窓口を引き続き開設する。〔健康づくり推進課、各支所保健福祉課〕

（３）感染拡大防止

- ア、感染の拡大を防止する目的で、不要不急の旅行・外出の自粛、自治会主催のイベント、各種会議等の中止を要請する。〔各所管課〕
- イ、県内で発生した場合、学校教育施設、児童館、コスモホールなどの社会教育施設、市関連宿泊施設を休校、または休館とする。〔学校教育課、各所管課〕
- ウ、保育園は、園児の状況を把握し、登園の可否、さらに休園の検討を行う。〔児童課〕
- エ、福祉施設は、臨時休所等を検討し、状況に応じて対処する。〔各所管課〕
- オ、介護保険施設、社会福祉施設における面会など、外部者との接触制限を要請する。〔各所管課〕

(4) 要援護者への支援

要援護者（独居高齢者、独居障害者など）の居住と健康を確認する。〔福祉課、高齢者福祉課〕

(5) 社会的機能の維持

ア、佐久広域連合、佐久水道企業団、佐久市・軽井沢町清掃施設組合、佐久平環境衛生組合、川西保健衛生施設組合等が所管する事業の機能維持について協議を行う。〔各所管課〕

イ、不要不急の医療機関受診や軽症での救急車要請を控え、通常の医療の確保協力を広報する。〔庶務課、広報広聴課、情報政策課、健康づくり推進課〕

ウ、食料・日用品の安定的な流通・販売について、市内商店に協力依頼を引き続き行う。〔商工課〕

エ、ごみの収集、焼却、廃棄等が困難になる事態に備え、市民、事業者に対し、ごみの減量化を広報する。〔生活環境課〕

4 大流行前期

(1) 危機管理体制

ア、新型インフルエンザの国内（県内）発生状況、予防策、感染が疑われる場合の医療機関への受診方法を市民に広報する。〔庶務課、広報広聴課、情報政策課、健康づくり推進課〕

イ、市民生活の安全・安心を維持するため、関係機関・団体に引き続き広報と巡視の強化を要請する。〔庶務課〕

ウ、市職員の出・欠勤を把握し、市民生活に直結したサービスの低下を招かないよう、執務応援体制を敷く。〔職員課、各所管課〕

(2) 情報の収集と提供

ア、国内（県内）発生に関する情報を収集し、市民に提供する。〔庶務課、情報政策課、健康づくり推進課〕

イ、新型インフルエンザの感染予防、感染と疑われる場合の医療機関受診の方法、流行時の備えなどを、広報佐久、市ホームページ等あらゆる広報媒体を用い、広報を実施する。〔庶務課、広報広聴課、情報政策課、健康づくり推進課、各支所総務課〕

ウ、佐久市保健センター、佐久市役所臼田・浅科・望月の各支所内に、新型インフルエンザ相談室・電話相談窓口を開設する。〔健康づくり推進課、各支所保健福祉課〕

(3) 感染拡大防止

ア、感染の拡大を防止する目的で、手洗いの励行、マスクの着用、旅行・外出の自粛、自治会等が主催するイベント、各種会議等の中止を要請する。〔各所管課〕

イ、通所介護保険施設等の臨時閉鎖を要請する。〔各所管課〕

ウ、保育園は、休園とする。〔児童課〕

(4) 要援護者への支援

ア、要援護者（独居高齢者、独居障がい者など）の健康を確認する。〔福祉課、高
齢者福祉課〕

イ、佐久市役所本庁、臼田・浅科・望月の各支所内に、新型インフルエンザ生活福
祉相談室・電話相談窓口を開設する。〔福祉課、各支所保健福祉課〕

(5) 社会的機能の維持

ア、佐久広域連合、佐久水道企業団、佐久市・軽井沢町清掃施設組合、佐久平環境
衛生組合、川西保健衛生施設組合等が所管する事業の機能維持について連絡を取
り合う。〔各所管課〕

イ、不要不急の医療機関受診や軽症での救急車要請を控え、通常の医療の確保協力を
広報する。〔庶務課、広報広聴課、情報政策課、健康づくり推進課〕

ウ、食料・日用品の安定的な流通・販売について、市内商店に協力依頼を引き続き
行う。〔商工課〕

エ、ごみの収集、焼却、廃棄等が困難になる事態に備え、市民、事業者に対し、ご
みの減量化を広報する。〔生活環境課〕

5 大流行期

(1) 危機管理体制

ア、市民に、手洗いの励行、マスクの着用、旅行・外出の自粛、感染と疑う症状の
ある方の受診勧奨、軽度で自宅での療養者については極力個室で静養することを
要請する。〔庶務課、広報広聴課、情報政策課、健康づくり推進課〕

イ、市民生活の安全・安心を維持するため、関係機関・団体に引き続き広報と巡視
の強化を依頼する。〔庶務課〕

ウ、市民生活に直結したサービスの提供と、市民生活の安全・安心の確保、要援護
者の支援を中心とした執務体制を敷く。〔職員課、各所管課〕

(2) 情報の収集と提供

ア、県内・市内発生に関する情報を収集し、市民に提供する。〔庶務課、情報政策
課、健康づくり推進課〕

イ、新型インフルエンザ感染と疑われる場合の医療機関受診の方法を、県等と連携
して、広報媒体を用いて広報を実施する。〔庶務課、広報広聴課、情報政策課、
健康づくり推進課〕

ウ、佐久市保健センター、佐久市役所臼田・浅科・望月の各支所内の、新型インフ
ルエンザ相談室・電話相談を継続する。〔健康づくり推進課、各支所保健福祉課〕

(3) 感染拡大防止

ア、感染の拡大を防止する目的で、手洗いの励行、マスクの着用、旅行・外出の自

粛、自治会主催のイベント、各種会議等の中止を引き続き要請する。〔庶務課、健康づくり推進課、各所管課〕

イ、感染を疑う症状のある方に対して、海外渡航自粛を求める。〔健康づくり推進課〕

(4) 要援護者への支援

ア、要援護者（独居高齢者、独居障害者など）の健康を確認する。〔福祉課、高齢者福祉課〕

イ、佐久市役所本庁、臼田・浅科・望月の各支所内の、新型インフルエンザ生活福祉相談室・電話相談窓口を継続する。〔福祉課、各支所保健福祉課〕

(5) 社会的機能の維持

ア、佐久広域連合、佐久水道企業団、佐久市・軽井沢町清掃施設組合、佐久平環境衛生組合、川西保健衛生施設組合等が所管する事業の実施状況について、連絡を取り合う。〔各所管課〕

イ、不要不急の医療機関受診や軽症での救急車要請を控え、感染者等の医療の確保協力を広報する。〔庶務課、広報広聴課、情報政策課、健康づくり推進課〕

ウ、食料・日用品の安定的な流通・販売について、市内商店に協力依頼を引き続き行う。〔商工課〕

エ、ごみの収集、焼却、廃棄等が困難になる事態に備え、市民、事業者に対し、ごみの減量化を引き続き広報する。〔生活環境課〕